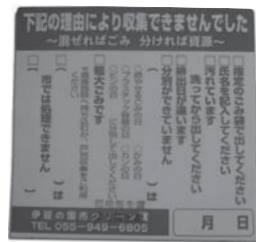


ごみの分別連絡シールは、『お願い』のお知らせ

『ごみの分別連絡シール』はルールを守っていない無記名のごみ袋や間違ったごみの分け方や出し方をされている人に『お知らせ』をするために、ごみ袋などに連絡シールを貼り、収集をせずに積み残しをしています。

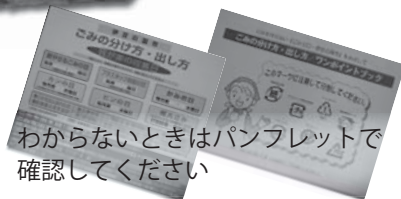


【ごみの分別連絡シール】
ルールが守られていないため収集できなかったごみ袋などに貼って、その理由をお知らせしています。

この連絡シールを貼り、積み残されたものについては、『ごみの分け方・出し方』パンフレットなどで内容を確認し、正しいごみの分け方・出し方により次の収集日に出していただくか、急ぐようであれば、ごみの処理施設（長岡清掃センター・葦山リサイクルプラザ・大仁清掃センター）へ直接搬入をしてください。



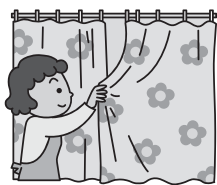
【収集できない指定ごみ袋】
指定ごみ袋全体を新聞紙などで覆っているものや、名前のないものは収集できません。（生ごみなどを包む場合は、最小限の新聞でお願いします。）



ごみの分別は、リサイクル可能なものを資源として再利用できます。また、燃やせるごみが減少し、焼却による環境負荷の軽減にもつながります。ごみの分別に関してこれまで以上のご理解とご協力をお願いします。

問合せ 環境衛生課 ☎ 055-949-6805

【家庭でできる冬の省エネ】
窓からの冷気を防ぐ
住宅において、熱損失が大きくなる場所が『窓』です。



【冬は『夜間の省エネ』がポイント】
夏の冷房は日中に使用することが多いのに対し、冬の消費エネルギーは『夜の時間帯』に大きくなります。さらに、冬の夜は長いので、照明を必要とする時間も長くなることから、冬は夜間にエネルギー消費が高まることになります。

【暖房時の室温20度の効果】
日本は年間のうち、冷房を使用する日数より暖房を使用する日数のほうが多いといわれています。また、冬のほうが外気温と室温との差が大きいため、エアコン1台あたりで暖房の設定温度を下げるほうが、冷房の設定温度を上げるよりも削減効果が高いようです。

あなたもできる 実践 Eco Life ライフ

地球に優しい生活をしよう！

ウォームビズと冬の省エネ

問合せ 環境衛生課 ☎ 055-949-6805

市役所でも、地球温暖化防止と省エネルギーの推進のため、今年もウォームビズに取り組み、暖房の温度を低めに設定します。ご理解、ご協力をお願いします。

●お風呂はできるだけ追いだきをしない
お風呂は、家族が間隔をあけずに入るようにして、できるだけ追いだきをしないようにしましょう。

●照明器具、暖房器具は、不要なつければなしをしない
誰もいない部屋の電気や暖房はつければなしにしないで切りましょう。

●部屋全体を暖めるのではなく、「局所暖房」を心がける
基本的に暖かい空気は上方へと溜まる傾向があり、冷たい空気は床面付近に集まってきます。そのため、暖房器具は床面に近い位置から熱を放出してくれるものが効果的です。（※床暖房、電気カーペット、コタツなど）

窓に厚手のカーテンなどを設置して、夜間はしっかりとカーテンを閉めておきましょう。



交通安全は家庭から

問合せ 地域安全課 ☎ 055-948-1412

「まだ行ける」点滅は赤と同じだよ
安井友莉花（葦山小）
見てごらん 横断歩道は すぐ近く
小池優斗（大仁小）
あわてるな 急ぐ気持ちが 事故のもと
府川 蒼（長岡南小）

交通安全標語コンクール優秀作品



高齢者への交通安全啓発活動を実施

今年度に入り、市内で高齢者が関係する交通死亡事故が4件も発生しています。そこで9月26日、大仁警察署および交通安全協会の協力のもと、身近で死亡事故が発生していることを呼びかけながら、高齢者に反射タスキなどの啓発品を配布する活動を行いました。



高齢者温泉交流館（寺家地区）で啓発品を配る指導員

！ イベント参加時の交通ルールの遵守について

秋も深まり、地区の祭典や各種イベントに参加されることも多いと思います。そのようなときには、つい気分も盛り上がり、無理な横断をしたり、信号無視をしたりするなどの交通ルールを守らない人が多く見られます。せっかくの楽しいイベントで不幸な目にあわないためにも、交通ルールの遵守について再度気をつけていただきたいと思います。



巡回交通事故相談

県の相談員が交通事故に関するさまざまな相談に応じます。希望する人は事前に地域安全課までご予約ください。

と き：11月30日（水）10：00～15：00
ところ：市役所長岡庁舎 1階相談室

相談無料

問合せ 地域安全課 ☎ 055-948-1412

施設利用権購入詐欺

（文と絵）
司法書士 山田茂樹



都合のいい話はまず疑うべし！

「当」社は福祉関係企業の××社です。○社は温泉付き老人施設の利用権を販売しているが、法人は買い取ることができない。購入金額の数割増しで買い取るので、代わりに個人購入してもらえないか」などと電話がかかってきて、その後、都合よく○○社から利用権のパ

ンフレットが送付されます。しかし利用権を購入したとたん、××社とは連絡がとれなくなり、利用権も未完成の施設のもので、何らの価値もないものであった... などという被害が多く見られます。

消費生活相談・・・11/7・14・21・28の各9：00～15：00（電話相談可）、また12月5日（月）に多重債務者相談を行います。くわしくは広報12月号をご覧ください。 問合せ 観光商工課 ☎ 055-948-1480